

企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度「おきなわそば地産地消プロジェクト推進事業（小麦生産対策）」委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

3 事業の背景及び目的

これまで県内における小麦生産は、栽培技術や収益性の観点から難しいとされてきたが、各地で新たな特産品として生産、加工、販売され始めている。

本事業では、多くの県民や観光客が食する沖縄そばの原料に県産小麦を活用する取組を推進し、小麦の生産拡大や沖縄そばの魅力向上を図ることを目的とし、検討会開催やブランディング調査、小麦生産体制構築のための伴走支援等を行う。

4 委託料の上限額

7,810,000円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

5 委託業務内容

以下の内容について業務を委託するが、業務の実施に当たっては、発注者の指示に基づき、（1）から（4）を効果的に実施すること。

（1）検討会の開催

県産小麦を活用した沖縄そばの普及や、県産小麦の安定的な生産体制に向けた長期計画の検討について、生産者、製造業者、試験研究機関、行政などで構成される検討会を年に2回程度開催し、議論を進める。

（2）県産小麦を活用した沖縄そばのブランディング、認知度向上

県産小麦を活用したい沖縄そば店への小麦粉のサンプル提供や利用調査、観光客への試食アンケートの実施など、県産小麦を活用した沖縄そばのブランディングおよび認知度向上を目的とした取組を行う。

（3）県産小麦の安定生産と課題解決のための伴走支援

県産小麦の安定的な生産体制構築や輪作体系構築のため、生産者や実需者それぞれの課題を抽出・整理し、各課題の解決に向けた伴走支援を行う。

（4）その他本事業を実施するにあたり有効と思われる企画提案

6 事業報告書の提出・納品

委託事業終了の日までに、印刷製本された下記のとおり事業報告書等提出すること。

① 印刷製本物：A4判 カラー 両面 50部

② 概要版：A4判 カラー両面 100部

③ 表紙には、件名、年月日を入れるとともに、「令和8年度 おきなわそば地産地消プロジェクト

ト推進事業（小麦生産対策）」と囲み文字で表記すること。

④ 背表紙には、件名・年月日を入れること。

⑤ ①、②の電磁データ（CDまたはDVD）2枚

※事業報告書については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UFT-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

イ PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※事業報告書に係る著作権人格権を行使しないこと。

7 経費区分

積算の経費については、以下の内容で提出すること。なお、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

(1) 直接人件費

(2) 直接経費（報償費、使用料及び賃借料、消耗品費、通信運搬費等）

(3) 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）

※再委託には、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も含まれる。

※請負の例：（パンフレットの制作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品輸送等）

(4) 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内

(5) 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）

(6) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

8 業務の再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)にて定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

9 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案が入選した場合においても、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたって、県や関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、「おきなわブランド戦略」との整合を図ること。

URL: <https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1028093/index.html>